



宮 崎 県 公 報

平成28年1月25日（月曜日）第 2762 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○養蜂振興法及び蜜蜂転飼条例の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（畜産振興課） 1

告 示

- 登録特定行為事業者の登録……………（長寿介護課） 3
- 漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意……………（水産政策課） 3
- 道路の区域の変更（3 件）……………（道路保全課） 3
- 道路の供用の開始（2 件）……………（ ” ） 4
- 都市計画事業の変更の認可……………（都市計画課） 4

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更……………（農村整備課） 4
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………（ ” ） 5
- 家畜人工授精講習会修業試験の合格者……………（家畜防疫対策課） 5

選挙管理委員会告示

- 平成26年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正（2 件）…………… 5
- 政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出…………… 6
- 解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 7

正 誤

- 平成27年10月13日付け県公報（第2733号）中…………… 8

規 則

養蜂振興法及び蜜蜂転飼条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 6 号

養蜂振興法及び蜜蜂転飼条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

養蜂振興法及び蜜蜂転飼条例の施行に関する規則（昭和31年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（許可証） 第 4 条 [略]	（許可証） 第 4 条 [略] <u>（身分証明書）</u> 第 5 条 法第 9 条第 2 項に規定する身分を示す証明書及び条例第 6 条第 3 項に規定する身分を示す証票の様式は、身分証明書（別記様式第 6 号）によるものとする。

別紙様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 6 号 (第 5 条関係)

(表)

身 分 証 明 書		6.0 セ ン チ メ ー ト ル
第 号	年 月 日 交付	
写 真	職名 氏名 年 月 日 生	
上記の者は、養蜂振興法第 9 条第 1 項及び 蜜蜂転飼条例第 6 条第 2 項の規定による立入 検査をする職員であることを証明する。		
宮崎県知事		印
9.0 センチメートル		

(裏)

養蜂振興法(抄)
(報告及び立入検査)
第 9 条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 (略)
(罰則)
第 13 条 第 9 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10 万円以下の罰金に処する。
蜜蜂転飼条例(抄)
(報告及び立入検査)
第 6 条 (略)
2 知事は、必要があると認めるときは、当該職員に許可証の有無、許可事項の遵守状況等について検査を行わせることができる。
3 当該職員は、前項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
4 (略)
5 養蜂業者は、前各項に基づく報告、検査又は措置を拒むことはできない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第45号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の登録をした。

平成28年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	事業所		登録特定行為事業者		登録年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
451000164	住宅型有料老人ホーム あっとホーム・ふるさと	宮崎市大字島之内9659番地2	サクセス株式会社	宮崎市波島2丁目11番8号	平成27年12月28日
451000165	ユニット型特別養護老人ホームきりしまの園	小林市野尻町三ヶ野山字丸山4336番地74	社会福祉法人敬愛会	小林市野尻町三ヶ野山字丸山4336番地74	平成28年1月12日

宮崎県告示第46号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成28年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成27年12月1日
発起人の住所及び氏名	日向市 幸協漁業生産組合 日向市 遠見漁業生産組合
加入区名称	日向市第二加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧日向漁業協同組合の地区
区 分	機船船びき網漁業

宮崎県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年1月25日から平成28年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	国道219号	宮崎市佐土原町東上那珂字馬場田	旧	11.4～16.8	92.6
			14781番14地先から同市同町東上那珂字鉢田14381番1地先まで	新	13.6～18.6	92.6

宮崎県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年1月25日から平成28年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
9	県道	宮崎西環状線	宮崎市大字跡江字城ノ下2438番1	旧	57.5～63.2	128.0
			地先から同市同大字字無田ノ上2470番1地先	新	57.5～64.8	128.0

			まで			
--	--	--	----	--	--	--

宮崎県告示第49号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 1 月25日から平成28年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
31	県道	都城霧島公園線	都城市南横市町8518番1地先から同市同町8429番1地先まで	旧	12.6～12.6	172.0
				新	12.6～12.6	172.0
					11.0～11.0	184.4

宮崎県告示第50号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 1 月25日から平成28年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 219号	宮崎市佐土原町東上那珂字馬場田14781番14地先から同市同町東上那珂字鉢田14381番1地先まで	平成28年 1 月25日

宮崎県告示第51号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 1 月25日から平成28年 2 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
9	県道	宮崎西環状線	宮崎市大字跡江江城ノ下2438番1地先から同市同大字字無田ノ上2470番1地先まで	平成28年 1 月25日

宮崎県告示第52号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成24年宮崎県告示第 222号による田野都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
田野都市計画下水道事業 宮崎市田野公共下水道
- 3 事業施行期間
平成 6 年 9 月22日から平成32年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、山ノ口原地区県営土地改良事業（小林市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 1 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年 1 月25日から平成28年 2 月23日まで
- 3 縦覧場所
小林市役所農業振興課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決

定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画の変更についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、宇都地区県営土地改良事業（高原町、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成28年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

平成27年11月16日から12月18日まで実施した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成28年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14
15

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第1項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成26年分の収支報告書について河野しゅんじ後援会の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成26年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成28年1月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤仁俊

別冊 その他の政治団体の部 7 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳（1件20万円を超えるもの）の表中

河野しゅんじ後援会	河野しゅんじ政経懇話会	宮崎県信用農業協同組合連合会	500,000	宮崎市
		宮崎県農業協同組合中央会	300,000	〃
		宮崎県経済農業協同組合連合会	670,000	〃
		全国共済農業協同組合連合会宮崎県本部	500,000	〃
		宮崎県農民連盟	1,500,000	〃
		宮崎県建設業政治連盟	3,000,000	〃
		全国林業政治連盟宮崎県支部	600,000	〃
		県政振興会	1,100,000	〃
		宮崎県商工政治連盟	1,050,000	〃

を

河野しゅんじ後援会	河野しゅんじ政経懇話会	宮崎県信用農業協同組合連合会	500,000	宮崎市
		宮崎県農業協同組合中央会	300,000	〃
		宮崎県経済農業協同組合連合会	670,000	〃
		全国共済農業協同組合連合会宮崎県本部	500,000	〃
		宮崎県農民連盟	1,500,000	〃
		宮崎県建設業政治連盟	1,500,000	〃
		全国林業政治連盟宮崎県支部	300,000	〃
		県政振興会	330,000	〃
		宮崎県商工政治連盟	340,000	〃

に改め、同表の次に次の一表を加える。

7の2 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払いのあっせんによるもの（1件20万円を超えるもの）

（単位：円）

政治団体の名称	対価の支払いのあっせん者の氏名	金額	所在地
政治資金パーティーの名称	(団体にあつてはその名称)		
河野しゅんじ後援会			
河野しゅんじ政経懇話会	宮崎県建設業政治連盟	1,500,000	宮崎市
	全国林業政治連盟宮崎県支部	300,000	〃
	県政振興会	770,000	〃
	宮崎県商工政治連盟	710,000	〃

宮崎県選挙管理委員会告示第 2 号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成26年分の収支報告書について宮崎県建設業政治連盟の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第 1 項の規定に基づき、平成26年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成28年 1 月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

別冊 その他の政治団体の部 1 総括表の表中

宮崎県建設業政治連盟	H27. 3. 27	111, 738, 389	111, 160, 401	577, 988	20, 222, 631	91, 515, 758	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	577, 988	0	0	9, 288	540	9, 828
9, 106, 170	0	0	0	0	0	0	11, 100, 000	6, 633	20, 212, 803	0	

を

宮崎県建設業政治連盟	H27. 3. 27	111, 738, 389	111, 160, 401	2, 077, 988	20, 222, 631	93, 015, 758	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	2, 077, 988	0	0	9, 288	540	9, 828
9, 106, 170	0	0	0	0	0	0	11, 100, 000	6, 633	20, 212, 803	0	

に改める。

宮崎県選挙管理委員会告示第 3 号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 1 月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

1 設立届

○その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
「松岡のぶひろ」を支える会	松 岡 由起子	松 岡 信 博	児湯郡高鍋町大字南高鍋6710- 1	平成27年11月16日
日本臨床検査技師連盟宮崎県支部	奥 野 吉 克	尾 方 美 幸	宮崎市柳丸町56番地 1 コアマンション江平Ⅱ 502号室	平成27年11月17日
ともに創ろう、ひゅうがの未来会議	渋谷 初 弘	十 屋 玲 子	日向市財光寺1207- 3	平成27年12月 3 日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党五ヶ瀬町支部	小 笠 まゆみ	主たる事務所の所在地	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2245	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所7064	平成27年8月24日
		代 表 者	小 笠 まゆみ	甲 斐 啓 裕	
自由民主党小林支部	宮 原 義 久	主たる事務所の所在地	小林市細野2879	小林市大字東方5210	平成27年12月2日
		代 表 者	宮 原 義 久	加 藤 司	
民主党宮崎県第2区総支部	田 口 雄 二	会 計 責 任 者	本 部 仁 俊	道 休 誠 一 郎	平成27年12月11日
次世代の党九州ブロック第一支部	中 山 成 彬	政 治 団 体 の 名 称	次世代の党九州ブロック第一支部	次世代の党衆議院宮崎県第一支部	平成27年11月25日
日本のことを大切に する党衆議院宮崎県第一支部	中 山 成 彬	政 治 団 体 の 名 称	日本のことを大切に する党衆議院宮崎県第一支部	次世代の党九州ブロック第一支部	平成27年12月21日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
宮崎県藤井基之薬剤師後援会	小 山 明 俊	代 表 者	小 山 明 俊	田 代 和 久	平成27年6月21日
宮崎県薬剤師連盟	小 山 明 俊	代 表 者	小 山 明 俊	田 代 和 久	平成27年6月21日
黒木健二後援会	中 島 弘 明	主たる事務所の所在地	日向市大字日知屋 16294	日向市浜町3丁目79番地	平成27年12月7日
責任ある市政を実現する会	佐 藤 和 良	主たる事務所の所在地	日向市大字日知屋 16294	日向市浜町3丁目79番地	平成27年12月7日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
長峯基薬剤師後援会	小 山 明 俊	福 森 一 真	宮崎市丸島町2番5号	平成27年7月24日
より良い地方自治を考える会	児 玉 健 作	川 越 美 鈴	宮崎市神宮東3丁目8-5 小山ハイッ1-206	平成27年12月1日

宮崎県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成28年1月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

(その他の政治団体)

政治団体の名称 長峯基薬剤師後援会
報告年月日 平成27年11月10日

(平成27年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	57,178円
ア 前年繰越額	57,168円
イ 本年収入額	10円

(2) 支出総額 57,178円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

カ その他の収入	10円
10万円未満の収入	10円
合 計	10円

(2) 支出の内訳

イ 政治活動費	57,178円
(*) 寄附・交付金	57,178円
合 計	57,178円

政治団体の名称 より良い地方自治を考える会
報告年月日 平成27年12月1日

(平成27年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
----------	----

ア 前年繰越額 0円
イ 本年收入額 0円
(2) 支出総額 0円

正 誤

平成27年10月13日付け県公報（第2733号）中

ページ	段	行	誤	正
1	左	16	540.0	236.6
1	左	19	540.0	236.6